

特集「生命倫理・医療倫理の最前線」

巻 頭 言

京都市立医科大学大学院医学研究科
分子病態病理学

伏 木 信 次

今月号の特集は「生命倫理・医療倫理の最前線」である。

昨年来、本学を含む日本の大学や研究機関では医学研究に関わる多くの不正事案が顕在化した。諸機関での調査結果を精査すると、ある事案ではデータのねつ造、改ざん、盗用等の研究不正（ミスコンダクト）がみられ、また別の事案では、研究不正に加えて利益相反の適正なマネジメントがなされていない。これら不正事案の責任は、一義的には関与した個々の研究者に帰せられるべきにせよ、今日的には大学・研究機関としてもこのような事態が発生しないような様々な施策を講ずることが求められている。日本の医学研究の信頼性をゆるがせたこのような状況に対処すべく、国レベルでは法的規制も含めた検討がなされている。一方、ビッグデータにつながる医学研究を推進するうえでヒト組織や細胞を蓄積し活用する体制づくりが不可欠であり、欧米に遅れてではあるが近年、日本でもバイオバンクが稼働しはじめている。また、再生医学研究のめざましい進展によりヒトを対象とする再生医療は新時代に入りつつある。他方、昨年来、無侵襲的出生前遺伝学的検査（NIPT）が日本の臨床現場で活用されるようになり、出生前診断はこれまでとは異なる新しい局面を迎えている。

さて、医学・医療をとりまく近年のこのような状況は、大学・研究機関が、社会への説明責任という観点をも含めた、社会との適切かつ良好な関係を構築することに努めなければならないことを示している。そこで本特集では、先に述べた喫緊の課題に関して、国内はもとより国際的にも当該分野をリードしておられる研究者

の方々に、それぞれご専門のお立場からのご執筆をお願いした。現在パブリックコメントに供されている「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（臨床・疫学研究統合指針）の策定にご尽力された位田隆一先生には、当該指針策定に至る経緯や指針の内容、今後の課題を論じていただいた。栗屋 剛先生には、バイオバンクの倫理的、法的、社会的課題を、人体資源化・商品化のプロモーターという観点をも含めて論じていただいた。本学が持てる豊かな臨床資源を活用した医学研究を進めるうえで、バイオバンクの構築に伴うさまざまな課題を認識することは必須であり、栗屋論文は示唆に富む。次に一家綱邦先生には、再生医療関係3法に関して、その内容のご紹介とともに、医事法学と生命倫理学の観点からの論考を加えていただいた。本学では今後ますます再生医療への先進的取り組みが活発化していくと考えられるので関係者は関連法規を知悉しておく必要がある。藤原葉一郎先生には、マスコミで昨年来しばしば取り上げられてきた話題である NIPT と着床前診断に関して、その最新の内容とともに学会の対応、課題をまとめていただいた。

ご多忙の中、生命倫理・医療倫理に関する時宜に叶ったテーマについてご寄稿賜った著者の皆様に、本企画担当としてこの場をお借りして深く感謝し厚く御礼申し上げます。この特集が読者諸賢の診療・研究・教育のお役に立つことを願いつつ、位田先生の玉稿の中から次の言葉を引用させていただき、巻頭言を締めくくりたい。「生命倫理は、医学・生命科学の研究と応用が、社会の支持と理解を得て、適切に進展していくことを下支えるものである。」